

議案第 1 号

阪神間都市計画道路の変更（兵庫県決定）について【諮問】
（1.3.1号 大阪湾岸線ほか1路線）

目 次

1. 計画書（案）・理由書（案）	P. 1
2. （参考）変更前後対照表	P. 2
3. 位置図	P. 3
4. 計画図（案）	P. 4
5. 今後のスケジュール（案）	P. 5

計 画 書 (案)

阪神間都市計画道路の変更（兵庫県決定）

都市計画道路中 1.3.1 号大阪湾岸線ほか 1 路線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅員	地表式の区 間における 鉄道等との 交差の構造	
自動車専用道路	1.3.1	大阪湾岸線	尼崎市東海岸町	芦屋市陽光町	尼崎市末広町1丁目 西宮市鳴尾浜1丁目 芦屋市陽光町	約 10,350 m	嵩上式	6車線	27m		
	<p>なお、下記の位置に出入口を設ける。</p> <p>尼崎市東海岸町地内に 出口 1 箇所 入口 1 箇所</p> <p>尼崎市末広町 1 丁目地内に 出口 2 箇所 入口 2 箇所</p> <p>西宮市鳴尾浜 1 丁目地内に 出口 1 箇所 入口 1 箇所</p> <p>西宮市甲子園浜 1 丁目地内に 出口 1 箇所 入口 1 箇所</p> <p>西宮市西宮浜 2 丁目地内に 出口 1 箇所</p> <p>西宮市西宮浜 1 丁目地内に 入口 1 箇所</p> <p>芦屋市陽光町地内に 出口 1 箇所 入口 1 箇所</p>										<p>出口：起点方向</p> <p>入口：終点方向</p> <p>出口：起終点方向</p> <p>入口：起終点方向</p> <p>出口：終点方向</p> <p>入口：起点方向</p> <p>出口：起点方向</p> <p>入口：終点方向</p> <p>出口：終点方向</p> <p>入口：起点方向</p> <p>出口：起点方向</p> <p>入口：終点方向</p>
	1.4.3	高速神戸尼崎線	西宮市武庫川町	西宮市川西町	西宮市今津水波町	約 6,000 m	嵩上式	4車線	20m		今津水波町地内で名神高速道路に接続
	<p>なお、下記の位置に出入口を設ける。</p> <p>西宮市武庫川町地内に出口 1 箇所</p> <p>西宮市池開町地内に 入口 1 箇所</p> <p>西宮市社家町地内に 出口 1 箇所</p> <p>西宮市宮前町地内に 入口 1 箇所</p>										<p>出口：終点方向</p> <p>入口：起点方向</p> <p>出口：起点方向</p> <p>入口：終点方向</p>
車線の数の内訳		4 車 線			約 5,690 m						
		6 車 線			約 310 m						

「区域および構造は計画図表示のとおり」

理 由 書 (案)

1.3.1 号大阪湾岸線及び 1.4.3 号高速神戸尼崎線における武庫川入口及び甲子園浜入口の料金所設置にあたり、区域の変更が生じることから都市計画変更を行う。

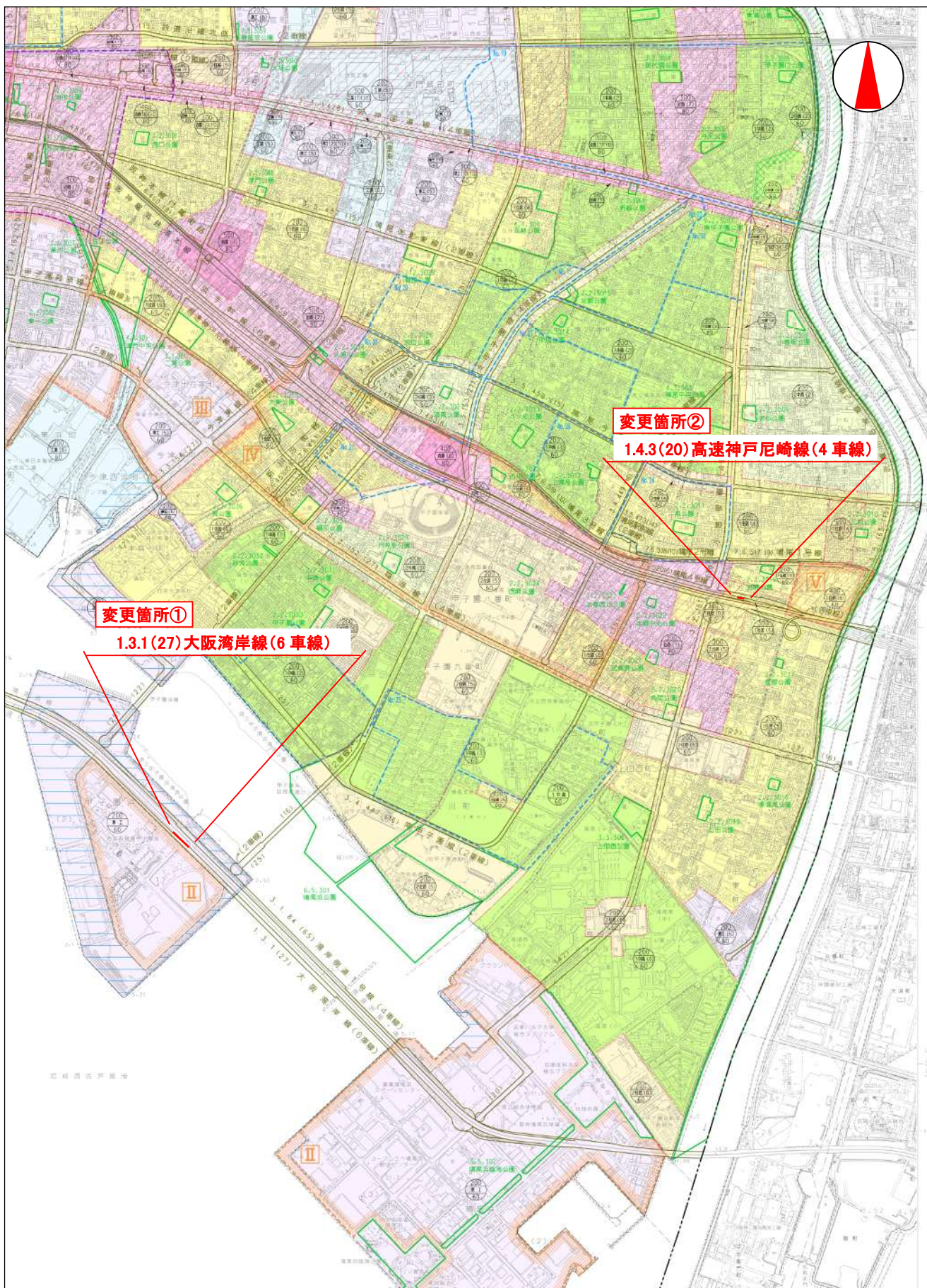
(参考) 変更前後対照表

変更前後	種別	名称		位置			区域	構造			主な変更内容
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	
変更前	自動車専用道路	1.3.1	大阪湾岸線	尼崎市東海岸町	芦屋市陽光町	尼崎市末広町1丁目 西宮市鳴尾浜1丁目 芦屋市陽光町	約 m 10,350	嵩上式	6車線	27m	・ 一部区域の変更
変更後	自動車専用道路	1.3.1	大阪湾岸線	尼崎市東海岸町	芦屋市陽光町	尼崎市末広町1丁目 西宮市鳴尾浜1丁目 芦屋市陽光町	約 m 10,350	嵩上式	6車線	27m	
変更前	自動車専用道路	1.4.3	高速神戸尼崎線	西宮市武庫川町	西宮市川西町	西宮市今津水波町	約 m 6,000	嵩上式	4車線	20m	・ 一部区域の変更
変更後	自動車専用道路	1.4.3	高速神戸尼崎線	西宮市武庫川町	西宮市川西町	西宮市今津水波町	約 m 6,000	嵩上式	4車線	20m	

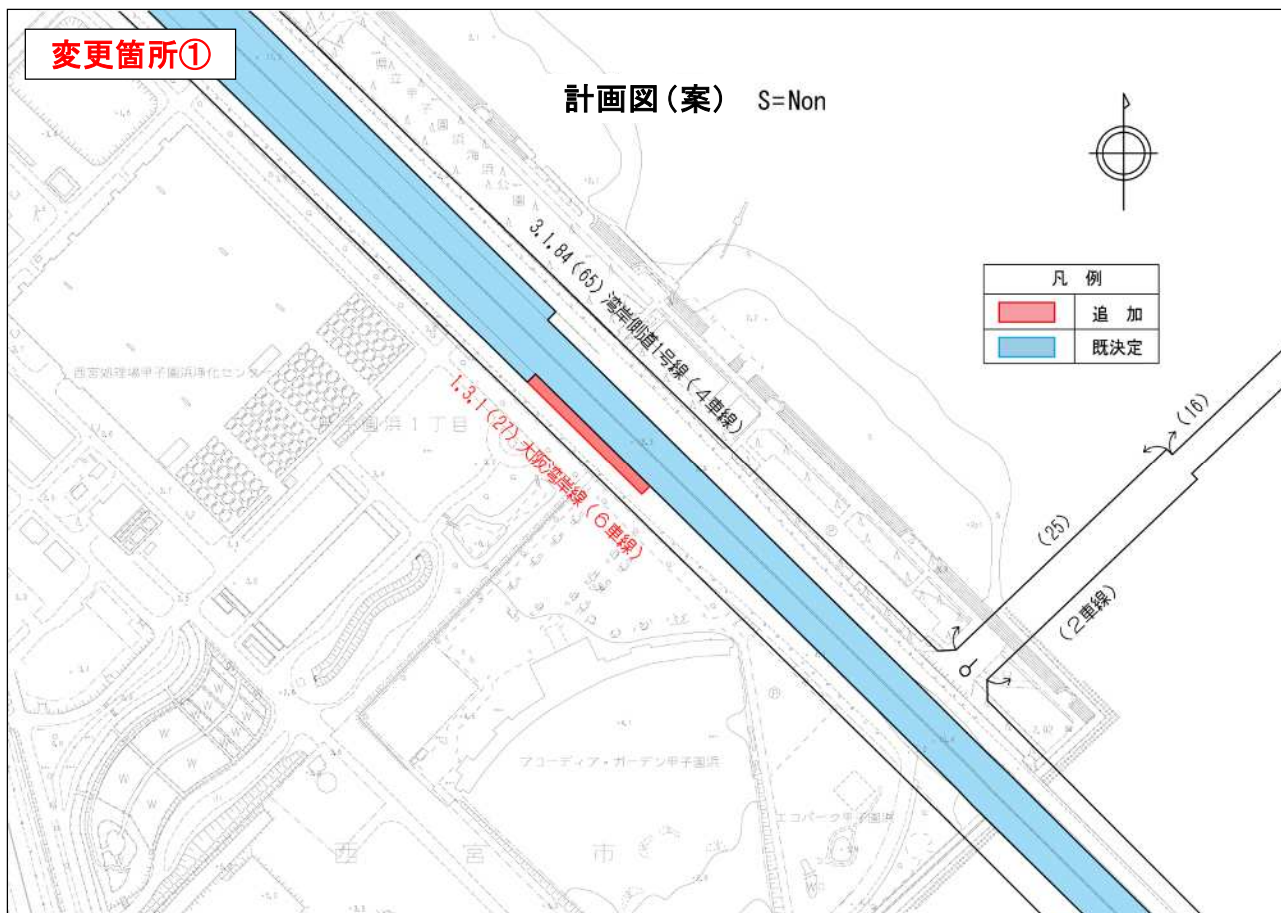
: 変更箇所

阪神間都市計画道路の変更（兵庫県決定）位置図

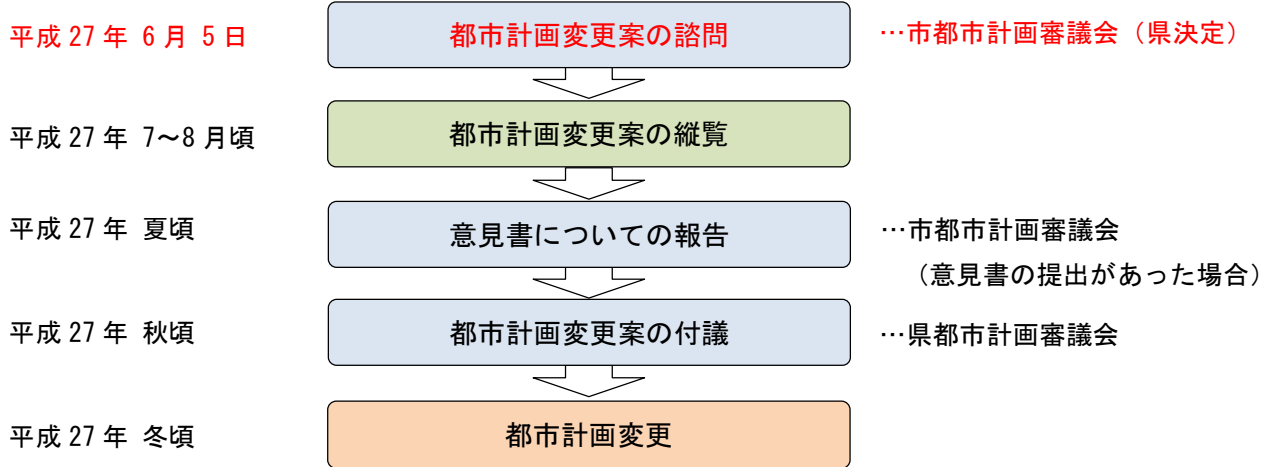
【1.3.1号 大阪湾岸線ほか1路線】



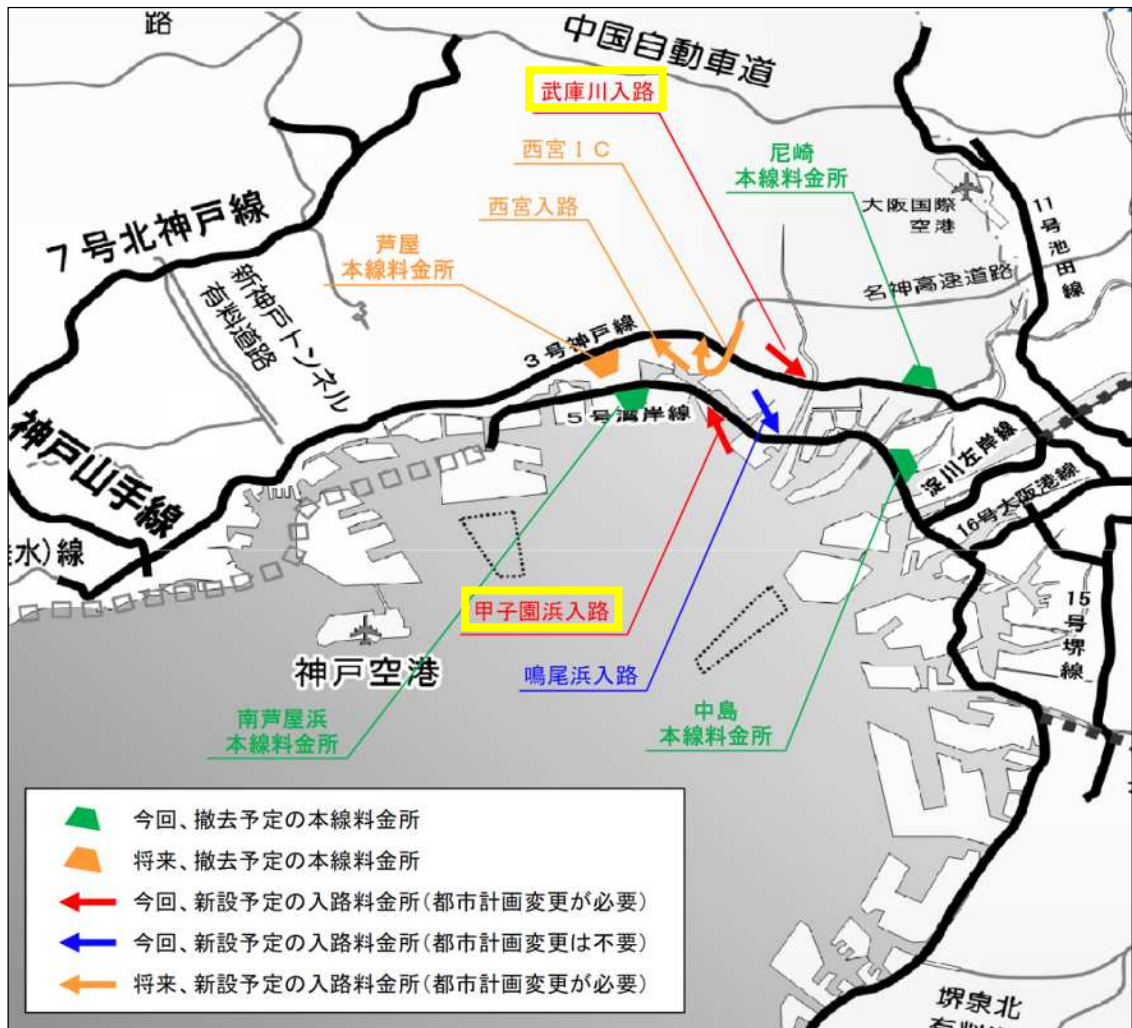
阪神間都市計画道路の変更（兵庫県決定）計画図（案）



【都市計画変更に関する今後のスケジュール（案）】



【参考資料：阪神高速の料金体系変更に伴う料金所機能の移設計画（西宮市内）】



ETC 車の距離制料金への移行に伴い料金圏が撤廃され、旧料金区域界にある本線料金所は料金所がない入口を利用した現金車からの料金徴収のみを行っており、その必要性が大幅に低下している。そこで、入路ランプへの料金所機能の移設により、不要となる本線料金所を撤去する。